

医療的ケア部会 実績報告

(令和8年2月末現在)

1 開催回数

部会 1 回

2 部会員の構成

区職員 8 人

区内障害者施設関係代表者等 5 人

3 報告事項

(1) 部会開催状況

日時	部会/分科会	内容
令和7年11月25日 (火)	第1回部会	<ul style="list-style-type: none">・ 医療的ケア児の現状・ 医療的ケア児等コーディネーター連絡会・ 医療型短期入所事業開設支援事業報告・ 特別支援学校等への看護師派遣(案)について

(2) 連絡会の実施

令和8年1月27日(火)に医療的ケア児等コーディネーター連絡会を実施。

4 今後の方向性

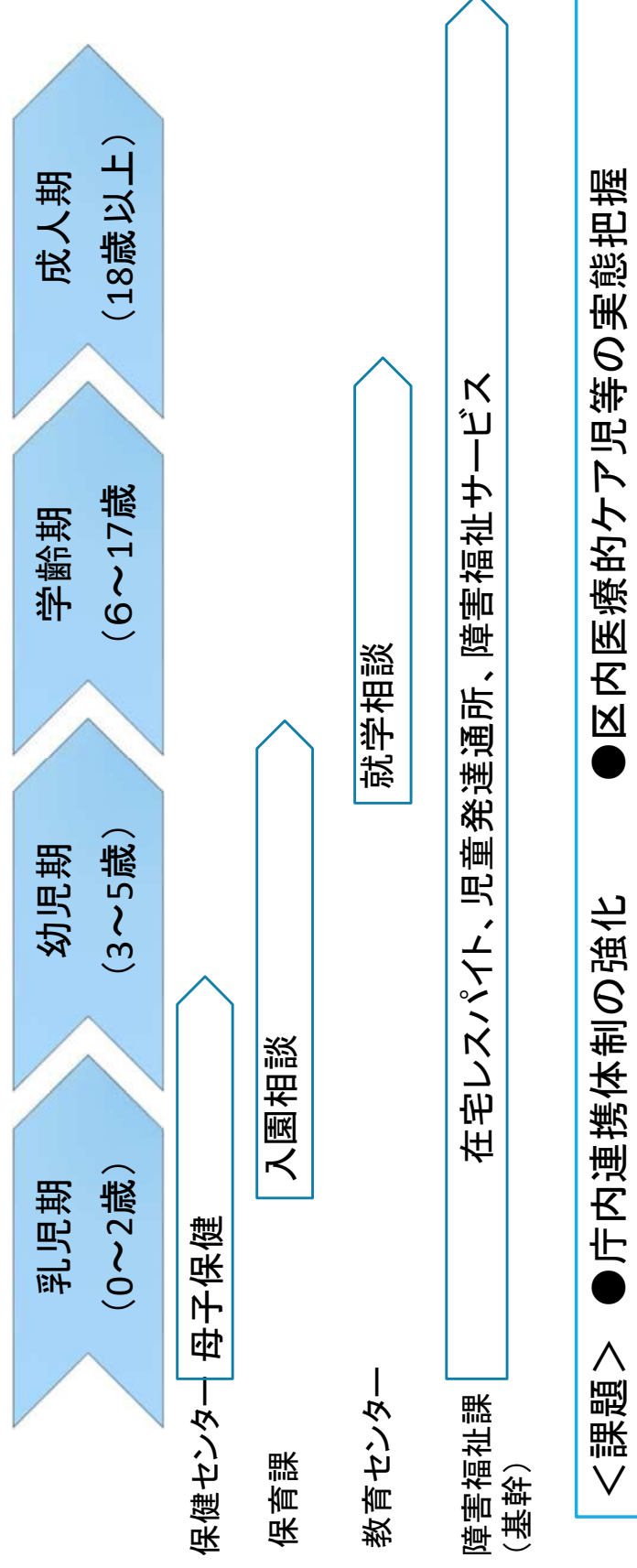
庁内連携を強化し、医療的ケア児者の情報共有、地域課題解決に向けて必要な施策を検討していく。

葛飾区 令和7年度医療的ケア部会

日時：令和7年11月25日（火）15時～16時30分

場所：ウイメンズパル3階 学習室

医療的ケア児の現状



医療的ケア児等コーデイネーター連絡会

◆令和6年度医療的ケア児等コーデイネーター交流会(連絡会)を実施

令和7年1月16日(木)10時30分～11時30分

出席者:行政5名(基幹2名・障害者施設課1名・保健センター1名・保育課1名)

民間相談支援事業所4名

- 目的: ①葛飾区内の医療的ケア児等コーデイネーター間のネットワーク構築を図る
②医療的ケア児等に関する相談事例の情報共有を行い、今後の支援に役立てる
③個別の事例から地域の課題把握につなげる

◆令和7年度も実施予定(令和8年1月頃)

前半で民間相談支援事業所も交えて実施

後半は行政のコーデイネーターや医療的ケア担当者で区内医療的ケア児等の情報共有を行いたい

医療型短期入所事業開設支援事業報告

施設名 : イムスリハビリテーション東京葛飾病院

所在地 : 葛飾区堀切3-26-5

開設形態 : 空床型(1床)

開設時期 : 令和7年6月開設

特別支援学校等への看護師派遣について(案)

「葛飾区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労支援事業」

訪問看護師が、重症心身障害児(者)や医療的ケア児(者)の自宅を訪問し、一定時間医療的ケア等を行うことで、同居家族・同居人の負担軽減および就労等支援を行う。

葛飾区では、1年度に利用できる上限時間は144時間

<課題>

- 東京都の補助金上限時間288時間への拡大
- 在宅レスパイト事業の利用は自宅のみに限定されており、自宅外での利用の要望に応えられない

特別支援学校等への看護師派遣について(案)

- ◆ 上限時間288時間の自治体(23区中)

16区

- ◆ 自宅以外への看護師の派遣を認めている区(23区中)

15区

派遣先の例：特別支援学校

重症心身障害児(者)が在学している小学校、中学校、高等学校の敷地内
保育所、幼稚園、障害児通所施設、フリースクール

特別支援学校等への看護師派遣について(案)

〈課題・検討事項〉

- 看護師の派遣場所をどこまで拡大するか
- 派遣先の学校・施設側との調整
- 訪問看護ステーションが対応可能か
- 補助金等、予算上の課題
- 運用のルールづくり

葛飾区医療的ケア部会委員名簿（令和7年度）

団体種別	備考
葛飾区医師会訪問看護ステーション	
葛飾区重症心身障害児（者）を守る会	
社会福祉法人 武蔵野会	
東京都職員研修センター	
東京都立水元小合学園	
障害福祉課長	会長
地域保健課長	副会長
障害者施設課長	区職員
保健予防課長	区職員
青戸保健センター所長	区職員
子育て施設支援課長	区職員
保育課長	区職員
総合教育センター教育支援課長	区職員

医療的ケア部会設置要領

令和4年6月3日
4葛福障第248号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）

第2条第1項に規定する医療的ケアが必要な状態にある障害児者が適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱（平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁）第7条の規定に基づき、医療的ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児者の実態把握、個別の支援に関すること。
- (2) サービスや地域資源の共有及び施設の利用促進に関すること。
- (3) 医療的ケア児者の支援にかかる関係機関相互の情報及び課題の共有に関すること。
- (4) その他医療的ケア児者の支援に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、地域保健課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、具体的な取組を検討するための作業部会を設置することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 8 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 6 年 7 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

障害福祉課長	会長
地域保健課長	副会長
障害援護担当課長	
障害者施設課長	
保健予防課長	
青戸保健センター長	
保育課長	
子育て施設支援課長	
総合教育センター教育支援課長	
特別支援学校代表	
特別支援教育関係者	
医療的ケア児者保護者等	
医療的ケア児者関連事業者等	